米国における違法・無報告・無規制漁業の対策

主任研究員　田口さつき

1　国が違法・無報告・無規制漁業と戦う

米国では、違法・無報告・無規制漁業（以下、IUU漁業）と戦うことは、国の役割である。水産資源管理の根拠法であるMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Actの第２章のなかで、商務長官等にIUU漁業と戦うために様々な責任を負わせている。

まず、商務長官はIUU漁業を定義する指針を作成することとなっている（16.U.S.C.1826j(e)）。そして、あらゆる国家の排他的経済水域の外で、IUU漁業を行っている者あるいは漁船が所属している国家を商務長官は識別し、同国家と米国大統領にその旨を伝えることが義務付けられている（16 U.S.C. 1826a(b)（1）（B））[注1]。最初の報告の後、商務長官は現在もIUU漁業を行っていると信じる理由がある場合、同国家と米国大統領に再度その旨を連絡する。これを受けて30日間までに大統領は同国家とIUU漁業を即時に終えるよう協定を結ぶための協議に入る。それから90日間までに満足のいく合意が得られない場合は、大統領が同国家から水産動植物、水産加工品等を輸入することを禁止することを財務長官に指示する。この指示から45日間までに財務長官が輸入禁止措置を講じる。

また、商務長官は国務長官と協議の上、IUU漁業国の水産物の輸入禁止などを含む制裁やIUU漁船の監視の強化などの行動に向け、米国が所属する国際的な水産資源管理機関に働きかける（16 U.S.C. 1826i(1)（A））。

2　違法・無報告・無規制漁業とは

米国では、IUU漁業を現在以下のように定義している（50 CFR § 300.201）[注2]。

(1) 米国が締結している国際的な水産資源管理協定の当事者（の行為）である場合、漁獲制限や割当量、漁獲能力の制限、混獲減少に必要な事項、サメの保全措置やデータの報告などを含む、国際的な水産資源管理協定のもとで求められる保全及び管理のための措置を侵害する漁獲行為

(2) 米国が締結している国際的な水産資源管理協定の当事者（の行為）でない場合、同協定のもと管理されている水産資源の保全を損ねるであろう漁獲行為

(3) 適用できる国際的な保全や管理の措置がない場合、あるいは、適用できる国際的な水産資源管理機関や協定がない地域において、米国が割り当てた水産動植物の種・群に有害な影響を与える過剰漁獲

(4) 適用できる国際的な保全や管理の措置がない場合、あるいは、適用できる国際的な水産資源管理機関や協定がない地域において、国家の管轄を超えた水域に位置する海山、熱水噴出孔、冷水性サンゴ、そのほか脆弱な海洋生態系に有害な影響を与える漁獲行為

(5) 米国の海域で行われる、米国の許可ない外国籍漁船による漁獲行為

3　米国議会の動き

米国海洋大気庁は2019年の報告書で米国議

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

会に国際的水産資源管理の向上に関する報告書を提出し、中国船籍のIUU漁業や、中国政府は認めていないものの中国船籍らしき漁船のIUU漁業について伝えている。

2022年４月12日に米国議会調査局は「世界の水産資源の収奪における中国の役割」という報告書(注3)を発表した。

同報告書は、多くの米国議員の中国漁業への関心にこたえるために作成され、その題のごとく、中国はIUU漁業の責任を負うべき主要な国と指摘している。

また、中国漁船は、南シナ海、黄海、日本海といった近隣諸国の海域や南米沖、西部及び中部太平洋、南東大西洋、アフリカ沖インド洋でIUU漁業をしてきたとしている。

中国政府は、1986年漁業修正法で、漁業者に漁船を所有し、操業する権利を認めた。なお、同報告書によると、中国の漁業への補助金は欧州連合、米国、韓国、日本、ロシアよりはるかに大きい。中国政府は漁業のなかでも、養殖業と遠洋漁業を推進しており、それは中国の沿岸漁業において過剰漁獲と生息域の環境悪化により生産性が下がったことが原因とされているほか、一帯一路も無関係ではない。

同報告書のなかで日本に関連する記述もある。例えば、尖閣諸島である。また、多くの中国漁船が北朝鮮海域でスルメイカを対象にした漁業を行い、この影響からか、韓国海洋研究所の報告書によると、韓国漁業者によるイカの漁獲量は2014年の163,886トンから2018年には、46,274トンに減少した。なお、農林水産省の海面漁業生産統計調査によると、日本のスルメイカ漁獲量は、2014年には172,688トンであったが、2018年は47,712トンである。

4　米国議会の方向性

同報告書は、米国議会に、主に以下の論点を挙げている。まず、IUU漁業の定義には人身取引や国境を越えた犯罪が含まれていないものの、IUU漁業を行っている漁船はこれらの非合法活動を犯している可能性があるので、人権などに関連する機関と連携してIUU漁業と戦う努力を行うことを示している。

次に、米国に輸入される水産物の履歴の改善である。なお、価額において、米国で消費される水産物の90％以上が輸入品であり、その11％がIUU漁業によるものという推計がある。

また、国際的な協定の活用という観点で、WTO交渉で漁業への補助金について協議することを示唆している。さらに新しい地域漁業管理機関の創設についても触れている。これらに加えて、多国間や二国間で米中が世界の水産資源の管理を一緒に行うことも言及されている。

（たぐち　さつき）

(注１) 大規模流し網もIUU漁業と同様に扱われる。

(注２) 2001年に国連食糧農業機関がIUU漁業の対策を取りまとめた「国際行動計画」を発表し、そのなかでIUU漁業の定義をしているが、米国はその定義に加え、さらに独自の定義をしている。
Food and Agriculture Organization of the United Nations (2001), International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing, https://www.fao.org/3/y1224e/Y1224E.pdf

(注３) Congressional Research Service (2022), China's Role in the Exploitation of Global Fisheries: Issues for Congress, https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47065